

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース） 職業訓練支給申請額内訳

(枚中 枚目)

(1) 支給対象者について

1	支給対象者氏名		2	雇用保険 被保険者番号	
3	雇入れ日	平成 年 月 日			

(2) 職業訓練の実施について

1	訓練計画番号		2	訓練の実施形態 (該当するもの全てに○をつける)	イ	事業主が自ら運営するOff-JT（事業内訓練）	
					ロ	教育訓練機関等へ委託して行うOff-JT（事業外訓練）	
					ハ	Off-JTとOJTを組み合わせた訓練	
3	訓練の名称						
4	訓練計画の 訓練の実施期間	初 日	平成 年 月 日	5	訓練計画の 実施日数及 び総訓練時 間数	日間	総訓練時間 時間 分
		最終日	平成 年 月 日				時間換算【 時間】 小数第3位四捨五入 (うちOff-JT)
6	実際の 訓練の実施期間	初 日	平成 年 月 日	7	受講した 実施日数及 び総訓練時 間数	日間	時間換算【 時間】 小数第3位四捨五入 (うちOJT)
		最終日	平成 年 月 日				時間換算【 時間】 小数第3位四捨五入 (うちOff-JT)

O f f - J T	8	① 貸金助成				
	1人あたりの時間単価 円 × Off-JTの訓練時間数 時間 = 支給額 円 …① 〔通常助成：900円、優遇助成：1,000円〕 ※限度時間数600時間 〔円未満切捨て〕 優遇助成（賃金上昇区分）：1,100円					
	② 経費助成（事業内訓練（2欄のイに該当する場合）の支給見込み額）					
	a 部外講師の謝金 円 〔 実施時間数 時間 〕 ※1時間あたり3万円上限		b 施設・設備の借り上げ費 円		c 教材費・教科書代 円	
	(a + b + c) ÷ 訓練の総受講者数 人 = 支給額 円 …② 〔円未満切捨て〕					
	③ 経費助成（事業外訓練（2欄のロに該当する場合）の支給見込み額）					
	1人あたりの入学料、受講料及び教科書代等 円 = 支給額 円 …③ 〔円未満切捨て〕					
	②及び③の支給見込額の合計と、次の④の額（支給限度額）を比較し、少額であるほうが経費助成の支給見込み額になります。					
	④ 経費助成の支給限度額					
	円 〔 1人あたりの支給限度額 通常助成：30万円、優遇助成：40万円 優遇助成（賃金上昇区分）：50万円 〕 = 支給限度額 円 …④					
O J T	⑤ OJTの実施助成（2欄のハに該当する場合）					
	1人あたりの時間単価 円 × 訓練時間数 時間 = 支給額 円 …⑤ 〔通常助成：800円、優遇助成：900円〕 ※限度時間数340時間 〔円未満切捨て〕 優遇助成（賃金上昇区分）：1,000円					
9		支給額 (合計)	賃金助成分 ①の額 円 + 経費助成分 ②+③の額又は④の額 円 + OJT実施助成分 ⑤の額 円 = 支給額 円 〔百円未満切捨て〕			

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

様式第 11 号（裏面）

【提出上の注意】

- 1 この様式は、支給対象者ごとの労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）のうち、人材育成支援の支給申請額を算出するものです。支給申請書(様式第 10 号)に添えて提出してください。
- 2 この様式は、支給対象者ごとに作成してください。

【記入上の注意】

- (1) 支給対象者について
- 1 1～3 欄については、支給申請書提出日における支給対象者の各事項を入力して下さい。
- (2) 職業訓練の実施について
- 1 1～5 欄については、認定を受けた職業訓練計画の内容を転記してください。
- 2 6 欄については、実際に訓練を実施した初日と最終日を記入してください。
- 3 7 欄は、実際に訓練を受講した訓練の日数と総訓練時間数、また Off-JT 及び OJT の時間数の内訳を記入してください。なお、Off-JT 及び OJT の訓練時間数は、Off-JT 実施報告書（様式第 12 号）及び OJT 実施報告書（様式第 13 号）の総訓練時間数とそれぞれ合致させてください。
- 4 8 欄では、訓練に係る支給額を算定します。①から⑤の計算は次のように行います。
- ①欄 賃金助成・・・1 人 1 時間あたり 900 円（優遇助成に該当する場合は 1,000 円、優遇助成（賃金上昇区分）に該当する場合は 1,100 円）です。なお、時間数は 600 時間を限度とします。
- ②欄 経費助成（事業内訓練）・・・事業内訓練で支給対象となる経費は、a 外部講師の謝金、b 施設・設備の借上げ料、c 教材費・教科書代です。a、b、c を合計した額に総受講者数の値を除して支給見込額を算出します。事業内訓練の支給申請額です。なお、a 外部講師の謝金の限度額は、1 時間当たり 3 万円を限度とします。
- ③欄 経費助成（事業外訓練）・・・事業外訓練で支給対象となる経費は、訓練の受講に際して必要となる入学料、受講料及び教科書代等です。
- ④欄 経費助成の支給限度額・・・経費助成の支給限度額は、対象者 1 人あたりにつき 30 万円（優遇助成に該当する場合は 40 万円、優遇助成（賃金上昇区分）に該当する場合は 50 万円）になります。
- ⑤欄 OJT の実施助成・・・1 人 1 時間あたり 800 円（優遇助成に該当する場合は 900 円、優遇助成（賃金上昇区分）に該当する場合は 1,000 円）です。なお、時間数は 340 時間を限度とします。
- 5 9 欄の支給申請額は、8 欄で算出した Off-JT の賃金助成、経費助成及び OJT に対する助成の合計額です。

【その他】

- 1 都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料は、支給対象となりません。
- 2 認定訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている訓練の受講料は、支給対象となりません。